

被回答人 取締役社長 山中 勇

右被回答人ハ大正十五年十月二十五日附内容證明郵便ヲ以テ  
回答人ニ對シ營業加入ノ取消並ニ自動車讓渡契約ノ解  
除ヲ申入レタルモノ爭議中作成ニ係ル覺書規約ヲ履行セザ  
ルニ因リ該申出ニハ應シ難ク後テ發言廳 登録番号  
五五五六郷ブジョウ郷 自動車(エンジン番號四七四八号)壹輛ノ引  
渡ヲナスヲ得不申

右及回答候也

大正十五年十月二十八日

右回答人

鋭 実 量 言

被回答人 山中 勇 殿

別部ニ

催告書

東京市下谷区北箱根町二丁目五番地

催告人 坂本 国太郎

東京市麹町区内幸町二丁目六番地

少規自動車株式會社

被催告人 取締役社長 山中 勇

右被催告人ハ大正十五年十月廿六日附内容證明郵便ヲ以テ  
催告人ニ對シ營業加入ノ取消並ニ自動車讓渡契約ノ解  
除ヲ申入レタルモノ爭議中作成ニ係ル覺書規約ヲ履行セザルニ  
因リ該申出ニハ應シ難ク後テ發言廳 登録番号五五五六郷  
ブジョウ郷 自動車(エンジン番號四七四八号)壹輛ノ引  
渡ヲナスヲ得不申